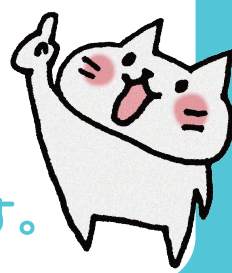


令和2年度より

授業料等減免制度 が拡充しました!!

経済的に困難な状況にある学生にも職業に必要な
技能・技術を習得する機会の拡大を図ることを目的として、
認定要件を満たすことで**入校料及び(年間)授業料の
1/3、2/3、全額のいずれか減免が適用**される制度です。



つまり

高等教育の修学支援新制度[※] (授業料等減免)と同等の制度!

※文部科学省が令和2年度より実施

減免後の入校料・授業料(年額)

区分 科名	第1区分 (全額免除)		第2区分 (第1区分の2/3免除)		第3区分 (第1区分の1/3免除)	
	入校料	授業料(年額)	入校料	授業料(年額)	入校料	授業料(年額)
専門課程 ■生産技術科 ■電子情報技術科	0円	0円	56,400円	130,000円	112,800円	260,000円
専門課程活用型 デュアルシステム ■情報通信 サービス科		0円		130,000円		260,000円

※授業料の減免は学年を前期と後期の2回に分けての申請となります。

上記の表の減免後の金額は、連続して当該区分に認定された場合の金額となります。

※入校料は入学年の前期分の申請時のみの対象となります。

※詳しい認定要件は裏面をご確認ください。なお、申請時の状況(新規または継続)等によって提出書類が異なります。

裏面へ続きます



認定要件 (参考)

以下①から③の要件を全て満たす必要があります。

(例)入学後の前期(1回目)の申請時



①国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ア 日本国籍を有する者
- イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者として本邦に在留する者
- ウ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- エ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると当校の長が認めた者

※留学生(「留学」の在留資格を持つ者)については対象外となります。

②学業成績等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ア 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- イ 入校試験の成績が上位2分の1以上であること
- ウ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- エ 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

③家計の経済状況に関する要件

次のア及びイに掲げる基準を満たすこと。

ア 収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額(減免額算定基準額)が下表のいずれかの区分に該当すること。

区分	減免額算定基準額	減免額
第1区分	100円未満	全額(上限の範囲内)
第2区分	100円以上~25,600円未満	第1区分の減免額の2/3の金額
第3区分	25,600円以上~51,300円未満	第1区分の減免額の1/3の金額

イ 資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

[基準額]

- 生計維持者が2人の場合:2,000万円未満
- 生計維持者が1人の場合:1,250万円未満

ここで言う資産とは次のものを指し、その確認については申請者の自己申告によるものです。(資産…現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等)

※申請者の家族構成等によって提出資料が異なります。

※申請したことで必ずしも認定されるとは限りません。